

売却の保留床」が出ていても、コンサル・デベの責任で、この保留床を処分してもらわなければならない。ありました。

そして、何よりも、資金流用の原因や責任が、あいまいなままでも、「組合さえ解散をすれば、事業は成功した」ということにはならないと申し上げておきます。また、資金流用で穴があった不足金について、資金の使われ方や、責任の所在を全く「ほおかむり」したままで、熊谷組が「工事代金を我慢してくれた」とか「権利者が床の権利を解放した」ということで、問題はなくなったとか、解決したとか、ましてや、不正流用問題は終わった、だから、早急に「アルネ運営面における再建策を講じるべき」という理由付けをすべきではないと強く申し上げておきます。

### 資金の使われ方は調査が必要



「からくり時計」の工事代金が八千六百万円かけられています。これが正しく見積もられた結果なのか、という疑問も委員会では論議されています。

ビルや道路などの工事にかかわる、地元「下請け・協力会社」の在り方、「備品や物品購入」に関係する業務、移転された人たちの「家屋や店舗」の新築、土地の登記や斡旋に関係する仕事など、再開発事業が推進される中で、様々な事業費があり、これらのことがどのように「行われた」のかも調査が必要と思われれます。

### 穴の開いた資金は、百億円と想定

資金の不明朗な流用についての調査ですが、「穴の開いた資金は百億円」（不明朗な）というべきであります。

① 住居と店舗をもっておられた権利者、住居だけの権利者、借家権だけの人など様々ですが、共通して出されている「移転補償費・営業補償費・休店補償費・仮店舗とか仮住居費」などの費用が沢山使われていますが、これらの評価が「適正な評価額」であったかどうか疑問視されます。

② 権利の一部、あるいは全てを放棄して「地区外」に住居、店舗を移転された人たちには、



地区外物件の「斡旋」などが行われています。この時点で、定款にない業務、不正流用、あるいは、違法行為かと思われる事業に手を出している、ということ。その典型が、

地区外物件の斡旋であり、権利者個人への資金貸付などに加えて民間土地斡旋業者へ土地再開発法では行うことが出来ない・組合の定款にない行為である土地の斡旋をしていることも判明しました。民間人への土地の斡旋料支払い問題があることも明確になりました。

③ もう一つは、本来は、補償費や移転費を「個人が受け取り」その補償費の範囲内で、個人の責任で解決すべき問題であるにもかかわらず、仮店舗設置費用、仮店舗や仮住居の家賃などを組合の費用を使って行っているという例もあります。

④ また、全員ではありませんが、休店補償費を受け取りながら、店を休むのではなく、別